



2022年2月18日

各 位

会社名 井関農機株式会社
代表者名 代表取締役 富安 司郎
コード番号 6310
上場取引所 東証第1部
問合せ先 IR・広報室長 鈴木 文利
(TEL. 03-5604-7709)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の議案を2022年3月30日開催予定の第98期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものです。

(2) 取締役会の招集権者及び議長の変更

取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第23条および第24条に定める取締役会の招集権者および議長を、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月30日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年3月30日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="140 342 778 425"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="140 443 778 712"><u>第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="419 779 496 808">(新設)</p> <p data-bbox="156 1305 552 1335">(代表取締役及び業務執行取締役)</p> <p data-bbox="140 1352 778 1429">第 23 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を 1 名以上選定する。</p> <p data-bbox="140 1447 778 1621"><u>2 (1) 代表取締役は取締役会を主宰する。ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う。</u></p> <p data-bbox="140 1639 778 1765"><u>(2) 全ての代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p data-bbox="140 1783 778 1859">3 代表取締役は、会社業務を執行し、会社を代表する。</p> <p data-bbox="140 1877 778 1953">4 取締役会は、その決議によって、会社業務を執行する取締役を定めることができる。</p>	<p data-bbox="1082 342 1158 371">(削除)</p> <p data-bbox="818 779 1043 808"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="802 826 1441 952"><u>第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="802 969 1441 1144"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="818 1305 1214 1335">(代表取締役及び業務執行取締役)</p> <p data-bbox="802 1352 1441 1429">第 23 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を 1 名以上選定する。</p> <p data-bbox="1082 1447 1158 1476">(削除)</p> <p data-bbox="802 1783 1441 1859">2 代表取締役は、会社業務を執行し、会社を代表する。</p> <p data-bbox="802 1877 1441 1953">3 取締役会は、その決議によって、会社業務を執行する取締役を定めることができる。</p>

<p>(取締役会)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>2 (1) <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う。</u></p> <p>(2) <u>全ての代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 <u>現行定款第 19 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第 19 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 19 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--